令和２年６月22日

 各介護サービス事業所管理者　様

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」に係る介護報酬体制届等について

このことについて，令和２年６月１日付け厚生労働省事務連絡（介護保険最新情報Vol.842）「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」が発出され，通所系サービス事業所が提供するサービスについて，２区分上位の報酬区分が算定可能とされたところですが，延長加算の報酬区分を算定する場合，当分の間，国保連への請求時に国保連の台帳情報と介護保険台帳システム上のデータが，時間延長サービス体制「対応可」となっていることが必要であり，「対応不可」となっている場合「対応可」への変更が必要です（介護保険台帳システム上のデータが「対応不可」となっていると国保連エラーとなります。）。

つきましては，「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（変更届）」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を提出する必要があります。提出期限や添付書類等については担当(県指定の事業所については地域振興局)に問い合わせのうえ対応願います。

南九州市役所　長寿介護課

介護保険係　西

0993-56-1111(4157)